
日の出町
高齢者保健福祉計画・
第7期介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

概要版



平成30年

日 の 出 町

計画策定の趣旨

介護保険制度の創設から 17 年が経過し、介護サービスの利用者は制度創設時の 3 倍を超えて全国で約 500 万人に達しています。介護サービスを提供する事業所の数も増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

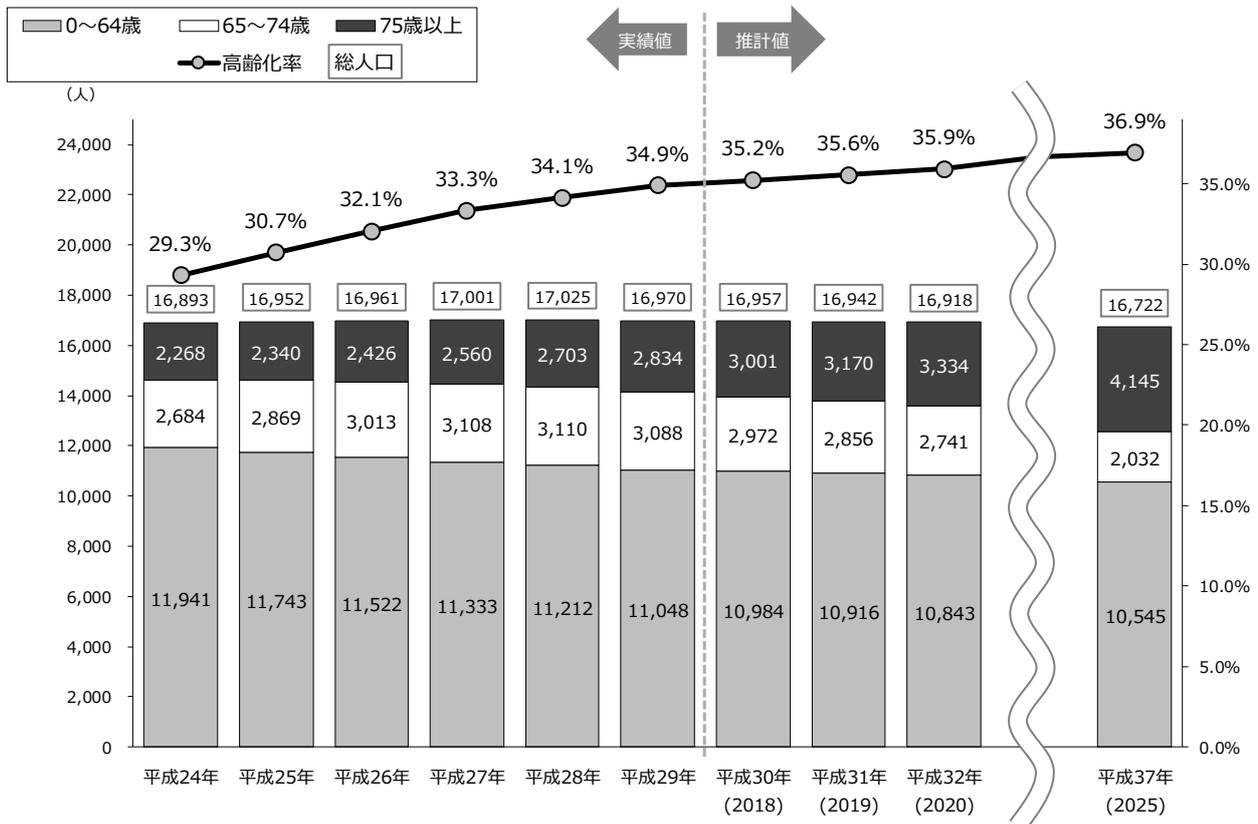
一方、平成 37（2025）年にはいわゆる団塊の世代の全てが 75 歳以上となり、平成 52（2040）年にはその子どもである団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、我が国の高齢化は今後さらに進んで医療や介護の需要が増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするため、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれており、国では、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成 37（2025）年までに、日の出町の実情に応じて構築していく必要があります。

高齢者の現状と見込み

日の出町の人口は、今後も人口減少と高齢化の傾向は続くと考えられ、平成 37（2025）年には人口が平成 29 年と比べて 248 人減少し、高齢化率は 36.9%に上昇すると推計されます。

■人口と高齢化率の推移と推計

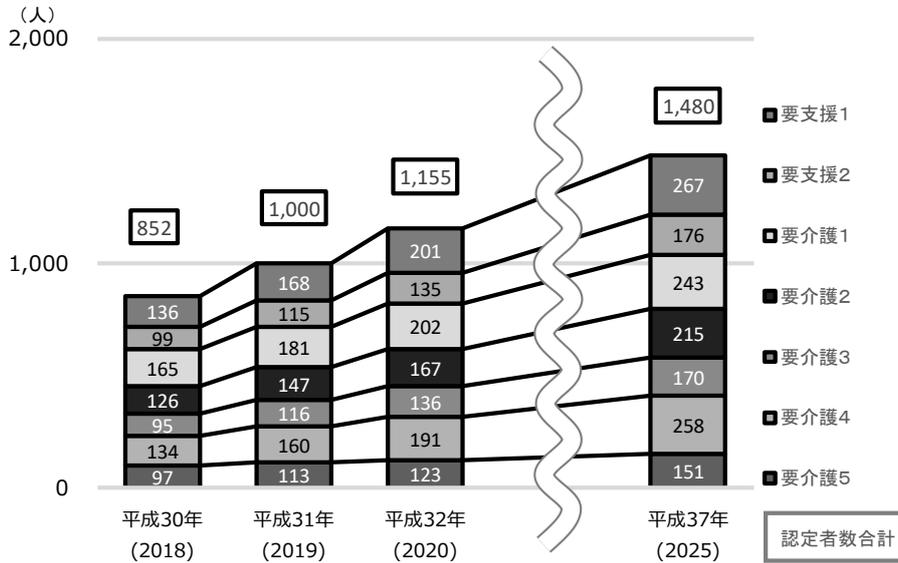


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）、平成 30 年以降は推計値

要介護認定者の見込み

計画期間中、要支援・要介護認定者数は継続的に増加していくと予想され、平成32（2020）年には1,155人、平成37（2025）年には1,480人となる見込みです。

■要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

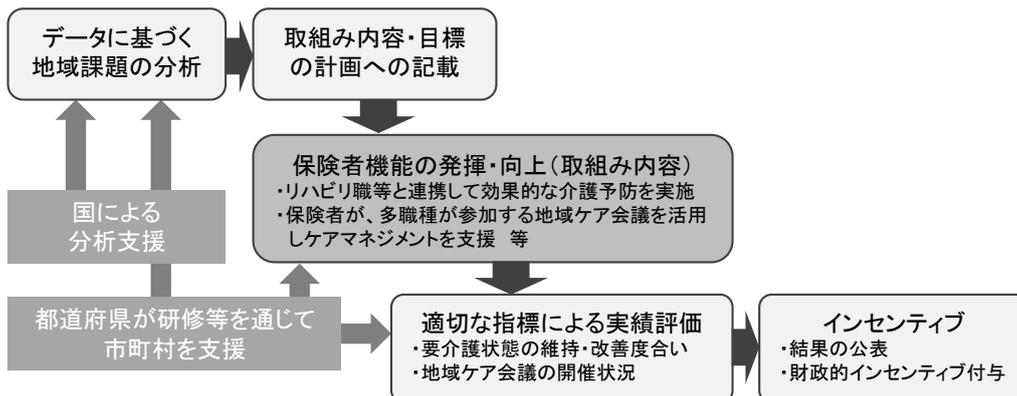
介護保険法の改正

1 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

保険者機能の抜本強化

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができるための取組を進める必要があります。

全国市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むために、以下の項目を制度化します。



2 新たな介護保険施設の創設

新たな介護保険施設の概要

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設します。

病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院または診療所の名称を引き続き使用できることとします。

3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

新たに共生型サービスを位置づけ

高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけます。（指定基準等は、平成 30（2018）年度介護報酬改定および障害福祉サービス等報酬改定時に検討します。）

4 低率負担の見直し（平成 30（2018）年 8 月施行）

現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続性を高める観点から、2割負担者のうち特に、所得の高い層の負担割合を3割とします。ただし、月額 44,400 円の負担の上限があります。

	利用者負担割合
年金収入等 340 万円以上	2割⇒3割
年金収入等 280 万円以上	2割
年金収入等 280 万円未満	1割

5 介護納付金における総報酬割の導入（平成 29 年 8 月より実施）

総報酬割導入の概要

第 2 号被保険者（40～64 歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第 2 号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

各医療保険者は、介護納付金を第 2 号被保険者である加入者数に応じて負担してきましたが、医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、これを被用者保険間では総報酬額に比例した負担とします。

なお、激変緩和の観点から平成 29 年 8 月より段階的に導入します。

基本理念

日の出町では、平成3年6月に高齢者や障がい者にやさしいまちづくり「ひので福祉村構想」を発表して以来、『日本一お年寄りにやさしいまちづくり』を目指してきました。

今期計画でも、高齢者が、在宅で介護が必要になっても可能な限りこれまでの生活を続けられ、また、自らが社会の担い手としていきいきとした生活を送れるよう、『日本一お年寄りにやさしいまちづくり』を目指していきます。

日本一お年寄りにやさしいまちづくり

基本目標

基本理念のもとに、以下の3つの基本目標を設定し、施策・事業の推進を図っていきます。

元気なくらしの実現

高齢者一人ひとりが、健康でかつ尊厳を保ちながら、その人らしく元気でいきいきとした生活を送れるよう、健康づくりと介護予防、認知症ケア等が連携した総合的な介護予防施策に取り組み、「元気なくらし」の実現を目指します。

生きがいのあるくらしの実現

高齢者が、長年培ってきた技術・知識、経験を生かしながら、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で生涯現役として活躍するとともに、自分らしく自由に働き、学び、憩い、豊かに交流することを通して、お互いに協力しながら社会的な役割を担い貢献していく、「生きがいのあるくらし」の実現を目指します。

安全安心なくらしの実現

高齢者一人ひとりの身体状況や、一人暮らし高齢者・高齢者世帯などの生活環境に応じた、きめ細かなサービスを提供していくとともに、高齢者が住み慣れた住まい、地域で暮らし続けられるよう、住まい、まちづくりにおいて安全・快適さを確保し、「安全安心なくらし」の実現を目指します。

高齢者を支える地域包括ケア体制の構築

1 日常生活圏域の設定

本町においては、町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件と公的介護施設等の整備状況その他の条件とを勘案して、今後とも、町域全体を一つの日常生活圏域とし、地域に密着したサービス提供の充実を図ります。

2 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターの相談業務等が的確に行われるよう、町との情報の共有化を推進するとともに、併せて、地域包括支援センターの職員が相談業務等に関する知識や技術の研鑽が継続できるように研修会や事例検討会の開催・充実を図ります。

また、地域包括支援センターの事業運営については、介護保険事業計画等運営協議会において、公平・中立性の観点から協議し、円滑かつ適正な運営を図るほか、委託に際しては、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示していきます。

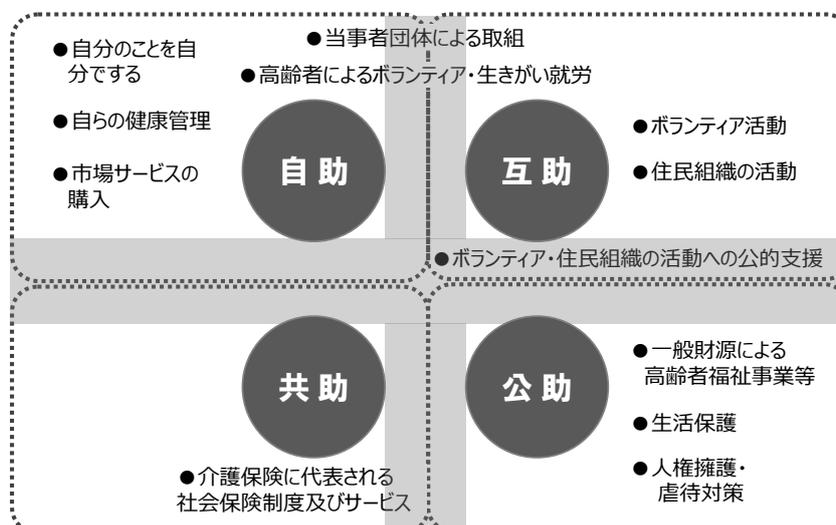
3 地域包括ケア体制の整備の充実

地域包括支援センターを中心に、地域のサービス提供者間のネットワークづくりや行政機関との連携を強化し、地域包括ケア体制の強化とケアマネジメント機能の向上を図ります。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティアなどによる多様な形態の地域ネットワークを有効に活用し、地域で暮らす高齢者の日常生活を支えていくための相互の連携、協働体制を確立していきます。

4 地域包括ケアの基本理念

地域社会の中で自立した生活を送りながら、地域社会を支え他者を支えるだけでなく自分自身の生きがいや自己実現を行う「互助」という考え方を中心に地域包括ケア体制を構築することが重要になります。



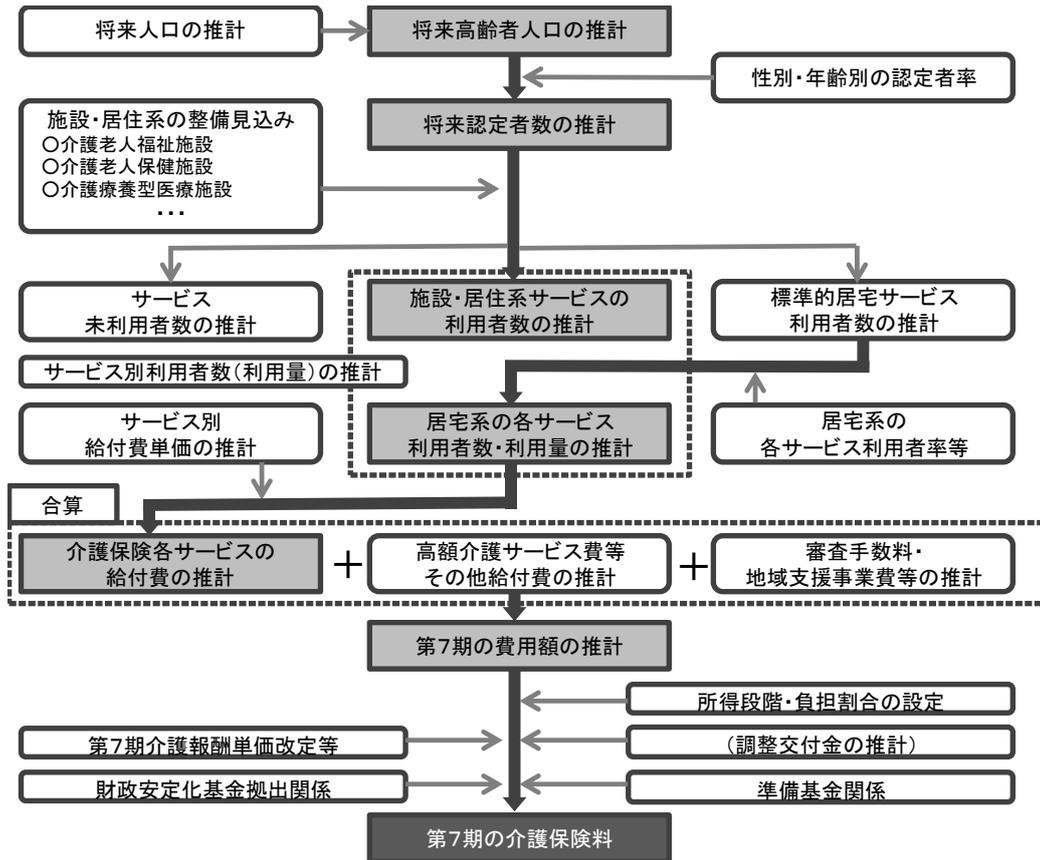
資料：地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省平成 25 年 3 月）より作成

介護保険料の算定

1 介護保険料の算定フロー

各サービスの提供目標量（利用見込み量）・給付費の算定は、「要介護認定者総数の見込み」を基に、これまでのサービス利用実績、将来の利用者数を勘案して設定します。

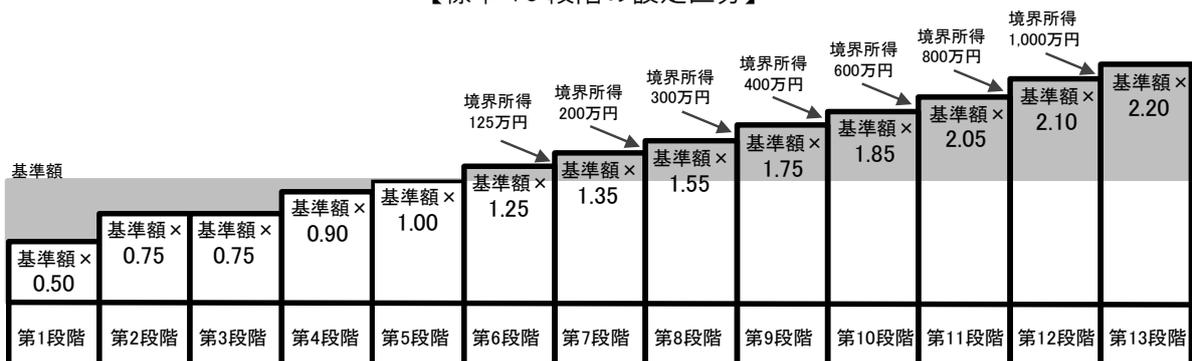
【サービス提供目標量・給付費算定等の流れ】



2 所得段階設定

第7期計画においては、低所得者の保険料軽減を拡充しつつ、介護保険料基準額の抑制を図るため、標準段階区分（9段階）を13段階とする多段階化の措置を行います。

【標準13段階の設定区分】



所得段階別保険料

第7期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	2,750	33,000
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.75	4,125	49,500
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.75	4,125	49,500
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	4,950	59,400
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.00	5,500	66,000
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額125万円未満の方	1.25	6,875	82,500
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.35	7,425	89,100
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.55	8,525	102,300
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.75	9,625	115,500
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.85	10,175	122,100
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.05	11,275	135,300
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.10	11,550	138,600
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	12,100	145,200

日の出町 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画【概要版】

平成30(2018)年3月

発行：日の出町いきいき健康課介護保険係

〒190-0192

西多摩郡日の出町大字平井2780番地

電話：042-597-0511(代表)